

淡路市パートナーシップ宣誓制度 に関する手引き

淡路市

令和5（2023）年12月

目次

1 宣誓制度の目的.....	1
2 パートナーシップ宣誓制度における用語の定義.....	1
3 宣誓することができる方.....	1
4 宣誓の手続きの流れ.....	3
5 宣誓に必要な書類.....	4
6 通称名について.....	5
7 「宣誓書受領証」等の再交付.....	5
8 氏名等の変更があった場合.....	5
9 「宣誓書受領証」等の返還.....	6
10 地方公共団体との協定締結について.....	6
11 Q&A.....	7

1 宣誓制度の目的

淡路市では、「第2次淡路市総合計画 後期基本計画」に基づき、性的マイノリティに対する差別や偏見をなくす人権教育を推進し、多様性を認め合う、差別のない共生社会の実現をめざしています。また、令和5年3月には「第3次淡路市男女共同参画プラン」を策定し、「性別によらないすべての人の人権の尊重」を基本理念の一つとして掲げています。

このことから、誰もが自分らしく生きることのできる共生社会を実現するため、パートナーシップ宣誓制度を創設しました。

この制度は、双方またはいずれか一方が、性的指向が異性愛だけでない者または性自認が戸籍上の性と異なる者であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において法的な制限があるものを除いて、様々なサービスや社会的配慮を受けることができるよう、受領証等を交付するものです。

制度を導入することにより、性的マイノリティの方々の生きづらさや不安を軽減し、多様性を認め合いながら誰もが自分らしく暮らせる社会をめざします。

※行政サービス等については、淡路市ウェブサイト

市民人権課ホームページをご確認ください。 HPIはこちら▶



2 パートナーシップ宣誓制度における用語の定義

【パートナーシップ】

双方またはいずれか一方が、性的指向が異性愛のみでない者または性自認が戸籍上の性と異なる者である二者で、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。

【宣誓】

パートナーシップにある者同士が、互いを人生のパートナーであることを淡路市に対して宣誓することをいいます。

【性的指向】

恋愛の対象となる性別についての指向をいいます。

【性自認】

自己が認識している性別をいいます。

3 宣誓することができる方

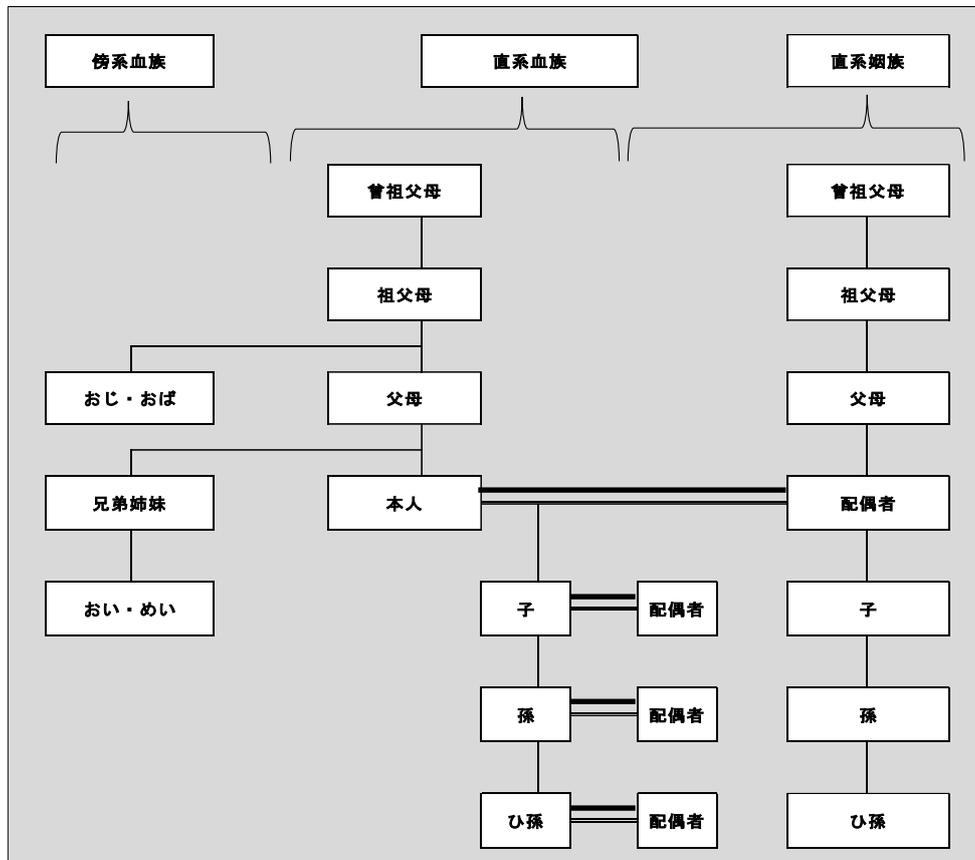
パートナーシップ宣誓をするには、次の要件をすべて満たしている必要があ

ります。

- (1) 双方がともに成年（満18歳）に達している方であること。
- (2) 双方またはいずれか一方が淡路市内に住所を有している、または市内への転入を予定している方であること。（必ずしも同居している必要はありません。）
- (3) 双方に当該宣誓に係る相手方以外の配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含みます。）がないこと。
- (4) 双方が当該宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (5) 双方が他の地方公共団体において宣誓をしていないこと。
- (6) 双方が民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない関係（近親者）でないこと。ただし、養子縁組をしている場合を除きます。

【近親者】

- ・ 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- ・ 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ・ 直系姻族…子の配偶者、配偶者の祖父母、父母、子、孫等



4 宣誓の手続きの流れ

(1) 事前予約

宣誓を希望する日時を概ね7日前まで（閉庁時間を除く）に電話もしくはメールでご連絡ください。日時の調整と必要書類の確認を行います。その際に、宣誓場所についても調整いたします。

【連絡内容】

ご連絡の際には、以下の内容をお知らせください。

- ・宣誓希望日時
- ・宣誓しようとする方のお名前
- ・日中の連絡先（電話番号またはメールアドレス）

【受付】 市民生活部市民人権課人権推進係

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地 （1号館2階）

TEL : 0799-64-2521 FAX : 0799-64-2565

Mail : awaji_jinken@city.awaji.lg.jp

開庁時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで

（祝日・休日・年末年始を除く）

(2) 必要書類の確認

事前に必要な書類を確認いたします。（5 宣誓に必要な書類 4ページ参照）

書類に不備があれば時間がかかりますので、宣誓希望日時がある場合は、お早めにご提出ください。

(3) 宣誓と交付

①パートナーシップ宣誓

- ・事前予約した日時に、必ずお二人でお越しください。
- ・必要書類をご提出ください。本人確認と書類確認を行います。
- ・市職員の面前で、お二人で「淡路市パートナーシップ宣誓書」と「淡路市パートナーシップ宣誓に関する確認書」に記入（署名）してください。

②宣誓書受領証及び受領証カードの交付

要件を満たしていることが確認できた場合、即日交付します。

「パートナーシップ宣誓書受領証」

「パートナーシップ宣誓書受領証カード」

転入を予定されている方について

転入前

- ① 宣誓者から「宣誓書」等必要書類を市へ提出。
- ② 市が要件を満たしていると認めた場合、「宣誓受付票」を交付。

転入後

- ③ 宣誓者は、宣誓日から30日以内に淡路市へ転入したことを証明する「住民票の写し」等を転入した日から14日以内に淡路市へ提出。
- ④ 市が宣誓者の転入を確認できた場合、宣誓者は「宣誓受付票」を市へ返還し、市は「受領証等」を交付。

5 宣誓に必要な書類

パートナーシップ宣誓をするには、「淡路市パートナーシップ宣誓書」（様式第1号）と「淡路市パートナーシップ宣誓に関する確認書」への記入のほか、要件及び本人確認のため、次の書類が必要です。

※事前確認の際は、宣誓書及び確認書については、宣誓日に市職員の面前にて記入（署名）いただきますので、記入日と氏名のみ空欄でご提出ください。

(1) 「住民票の写し」

- ・宣誓日以前3か月以内に発行された「住民票の写し」をお一人1通ずつ（お二人が同一世帯の場合は、二人分の情報が記載されたものを1通）提出してください。

※転入予定の場合には、その旨が確認できる書類

例：「転出証明書」、「売買契約書の写し」、「賃貸借契約書の写し」等

(2) 「戸籍全部事項証明書」

- ・宣誓日以前3か月以内に発行された戸籍全部事項証明書をお一人1通ずつ提出してください。
- ・外国人の場合は、大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）等当該宣誓に係る相手方以外の配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

(3) 本人確認書類

- ・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）

例：マイナンバーカード、パスポート、在留カード、自動車運転免許証等

※上記の書類がない場合は、名前と生年月日か住所の記載のある官公署等

が発行した書類を2点
例：健康保険証、年金証書、介護保険証など
※有効期限のある書類は有効期限内のもの

6 通称名について

宣誓書を提出する場合において、市長が特に理由があると認めるときは、戸籍上の氏名と併せて社会生活上日常的に使用している呼称（以下「通称名」といいます。）を使用することができます。この場合において、通称名を使用する方は、通称名を日常的に使用している事がわかる書類を提出してください。

7 「宣誓書受領証」等の再交付

「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証」や「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証カード」を紛失や毀損、汚損等により再交付を受けたいときは、「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」（様式第8号）を提出してください。毀損または汚損により再交付を受ける場合、当該受領証を添付してください。

また、前記「5 宣誓に必要な書類」の（3）に記載の書類の提示が必要です。

8 氏名等の変更があった場合

（1）次のいずれかに該当するときは、速やかに「淡路市パートナーシップ宣誓書記載内容変更届」に受領証等及びその変更に係る事実を確認できる書類を添えて提出してください。また、前記「5 宣誓に必要な書類」（3）に記載の書類の提示が必要です。

- ① 「氏名（通称を含む。）」または「住所」の変更があったとき。
- ② 「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証」と「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証カード」に記載する氏名を通称に変更するとき。

（2）淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等の記載内容に変更があった時は、変更後の内容を記載した淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等を交付します。この場合、変更前の淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等は、回収します。

9 「宣誓書受領証」等の返還

(1) 次のいずれかに該当するときは、「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証」と「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第10号）を提出してください。

- ① 受領者の双方が市外に転出したとき。
- ② 宣誓者の一方が死亡したとき。
- ③ 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。
- ④ 前記「3 宣誓をすることができる方」の要件に該当しなくなったとき。

(2) (1) の理由により「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証」等の返還を受けたときは、失効した旨及びその理由を記載の上で、受領証カードを再交付することができます。

10 地方公共団体との協定締結について

淡路市と協定締結をしている地方公共団体間で住所の異動をする場合は、手続を簡素化し、当事者の精神的・経済的負担の軽減を図ります。

※協定締結している地方公共団体については、淡路市ウェブサイト市民人権課のホームページをご参照ください。

HPIはこちら▶



協定締結している地方公共団体から淡路市へ転入する場合

本市と協定締結している地方公共団体から本市へ転入し、本市において宣誓の手続きをしようとする場合は、「淡路市パートナーシップ宣誓書」（様式第1号）と「淡路市パートナーシップ宣誓に関する確認書」への記入のほか、要件確認と本人確認のため、次の書類が必要です。

(1) 転入前の地方公共団体において交付された受領証等

(2) 「住民票の写し」

- ・宣誓日以前3か月以内に発行された「住民票の写し」または現住所を確認できる書類をお一人1通ずつ（お二人が同一世帯の場合は、お二人分の情報が記載されたものを1通）提出してください。

(3) 本人確認書類

- ・本人確認ができる具体的な書類は、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）が確認

できるものであって市長が認めるもの。

例：マイナンバーカード、パスポート、在留カード等

※なお、転入前の地方公共団体において交付された受領証等は、本市が回収します。

淡路市と協定締結している地方公共団体へ転出する場合

本市から本市と協定締結している地方公共団体へ転入し、転入先の地方公共団体において宣誓の手続きをしようとする場合は、淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等を転入先の地方公共団体に提出することにより、本市に返還されたものとしします。

11 Q&A

Q1 結婚制度と「パートナーシップ宣誓制度」との違いは何ですか？

A1 結婚は、民法に基づく制度であり、相続権や、税金の控除、親族の扶養義務など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方で、淡路市が行う「パートナーシップ宣誓制度」は、市が独自に実施するものであり、法的な権利や義務を伴うものではありません。

Q2 法的効力を有しないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A2 本制度の導入により、多様性を認め合い、性的マイノリティの方々に対する社会的理解を広めていくとともに、当事者の方々の日常生活における様々な生きづらさ等を少しでも軽減し、お互いの人権を尊重し合う淡路市をめざしていきます。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約等を結ぶ方法があります。手続きには費用が発生します。公正証書について、詳しくは、公証役場にお問い合わせください。
(洲本公証役場 0799-24-3454)

Q4 「パートナーシップ宣誓制度」利用の際、プライバシーは守られますか？

A4 宣誓時には、プライバシー保護のため、原則、個室で対応いたします。提出された書類等に関する個人情報については市職員は守秘義務が課されて

おり、個人情報の保護を徹底いたします。また、担当者以外の市職員※へ情報提供することはありません。また、提出された個人情報については、外部に提供することはありません。

※市内部のサービス提供担当課へ情報提供を行っていないため、宣誓者から申し出がないときは、サービスを受けられない場合があります。

Q5 宣誓に費用はかかりますか？

A5 費用は発生しません。

ただし、宣誓時に提出していただく書類をご準備していただくための費用は、自己負担になります。

Q6 市民でないと宣誓できませんか？

A6 市内に転入予定の場合には、宣誓できます。

宣誓できる住所要件は、次のいずれかに該当していることが必要です。

- ① お二人とも淡路市民であること。
- ② どちらか一方が淡路市民であること。
- ③ お二人もしくはどちらか一方が市内に転入を予定していること。

なお、市内に転入予定の場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証」と「パートナーシップ宣誓書受領証カード」の交付は、市内に転入したことを証明する「住民票の写し」または「住民票記載事項証明書」の提出後になります。

Q7 同居していないと宣誓できませんか？

A7 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q8 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A8 お二人が養子と養親の関係にある場合は、宣誓を行うことができます。

ただし、近親者（宣誓者の双方が民法第734条及び第735条に規定する婚姻をすることができない関係）の場合は、宣誓することができません。

Q9 事実婚のカップルは宣誓できますか？

A9 淡路市パートナーシップ宣誓制度では、宣誓できません。

淡路市では、現行法の枠組みの中で、対応ができないカップル（同性愛者）や、いわゆる「トランスジェンダー」といわれる方々などを、制度の

対象としています。

「事実婚」については、これまでも、法律上、その存在が明文化されており、公営住宅に入居できるなど、婚姻関係にあるものと同様に取り扱われる事例も見受けられることから、この制度の対象に、「事実婚」を含めることについては、その趣旨に沿わないものと判断したところです。

Q10 外国人だと宣誓できませんか？

A10 外国人も宣誓を行うことができます。外国人の場合には、宣誓に必要な書類として、本国の大使館または領事館が発行する「婚姻要件具備証明書」（宣誓日以前3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q11 性的マイノリティのカップルですが、戸籍上異性同士なので、婚姻の届け出をした『性的マイノリティ当事者ふうふ』です。パートナーシップの宣誓をすることはできますか？

A11 戸籍上異性同士の関係で結婚していても、「自認する性が異なるなどの性的マイノリティ当事者」である場合は、宣誓することが可能です。ただし、宣誓に係る相手は配偶者に限ります。

Q12 二人とも市外に転出する場合は、どうすればよいですか？

A12 お二人とも市外に転出する場合には、宣誓者の要件を満たさないこととなりますので、「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証」と「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証カード」を添えて、「淡路市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。ただし、本市と協定を締結している地方公共団体に転入し転入先地方公共団体で宣誓される場合は、受領証等を転入自治体へ提出してください。

Q13 代理人や郵送による方法だと宣誓できませんか？

A13 市職員の面前で、お二人で「パートナーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。

ただし、必要書類の確認の際は、代理人や郵送でも可能です。



淡路市パートナーシップ宣誓制度に関する手引き

淡路市

令和5（2023）年12月

淡路市市民生活部市民人権課人権推進係（1号館2階）

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

TEL 0799-64-2521

IPTEL 050-7105-5021

FAX 0799-64-2565

E-mail awaji_jinken@city.awaji.lg.jp

Web <https://www.city.awaji.lg.jp/shimin/>

HP [はこちら▶](#)

